

第 5 章 危害予防規程届及び同変更届（第一種製造者）

5.1 届出時における提出書類

(1) 危害予防規程（制定）届

- | | |
|----------------------|----------|
| ① 危害予防規程届書（様式第 11 号） | 2 部（正・副） |
| ② 危害予防規程 | 2 部（正・副） |

(2) 危害予防規程（変更）届

- | | |
|--------------------------|----------|
| ① 危害予防規程（変更）届書（様式第 11 号） | 2 部（正・副） |
| ② 変更理由書 | 2 部（正・副） |
| ③ 変更箇所一覧表 | 2 部（正・副） |
| ④ 変更後の危害予防規程 | 2 部（正・副） |

なお、危害予防規程の作成に当たっては高圧ガス保安協会発行（KHK）の「危害予防規程の規範」を参考にする。

また、基準類も作成しておく必要がある。

基準類の一例としては次のようなものがある。

- 1) 運転基準
- 2) 保安基準
- 3) 定期自主検査基準
- 4) 保安協定
- 5) その他
 - ① 消費保安基準
 - ② 受入作業基準

第 6 章 保安教育計画及び同変更

6.1 定めて管理する書類

(届け出る必要はないが、作成してそれに沿って教育を実施し、教育記録を残すこと。)

(1) 保安教育計画 (制定)

① 保安教育計画 1 部

(2) 保安教育計画 (変更)

① 保安教育計画 (変更) 1 部

② 変更理由書 1 部

③ 変更箇所一覧表 1 部

④ 変更後の保安教育計画 1 部

(3) 教育実施記録 1 部

保安教育計画の作成に当たっては高圧ガス保安協会発行 (K H K) の「保安教育計画の基準」を参考にする。

第 8 章 高圧ガス製造開始届及び同廃止届

8.1 高圧ガス製造開始届時における提出書類

- (1) 高圧ガス製造開始届書（様式第 9 号） 2 部（正・副）

8.2 高圧ガス製造廃止届時における提出書類

- (1) 高圧ガス製造廃止届書（様式第 10 号） 2 部（正・副）

第 9 章 高圧ガス製造施設休止届（第一種製造者）

9.1 高圧ガス製造施設休止届における提出書類

(1) 高圧ガス製造施設休止届書（様式第 16 号）

(2) 休止施設明細書

1) 休止施設の概要

- ① 休止施設の位置等を示す図面
- ② 休止施設のフローシート
- ③ 他の製造施設との関係を示すフローシート

2) 休止施設の処理量

Nm³/日

3) 休止施設の最近の保安検査受検日

年 月 日

4) 休止施設の保安上の措置

① 他の施設との関係

上記「(2)の 1)の②及び③」のフローシートに「仕切板取り付け」、「短管取り外し」等の縁切り状態を明記すること。

但し、これらの処置に係る工事については、変更許可を受ける必要はない。

② 不活性ガスでの置換の措置

③ 技術上の基準の維持に対する措置

9.2 休止届に係る注意事項

(1) 製造施設が単一設備の場合は休止できない。

(2) 休止期間は 1 ヶ月以上とする。

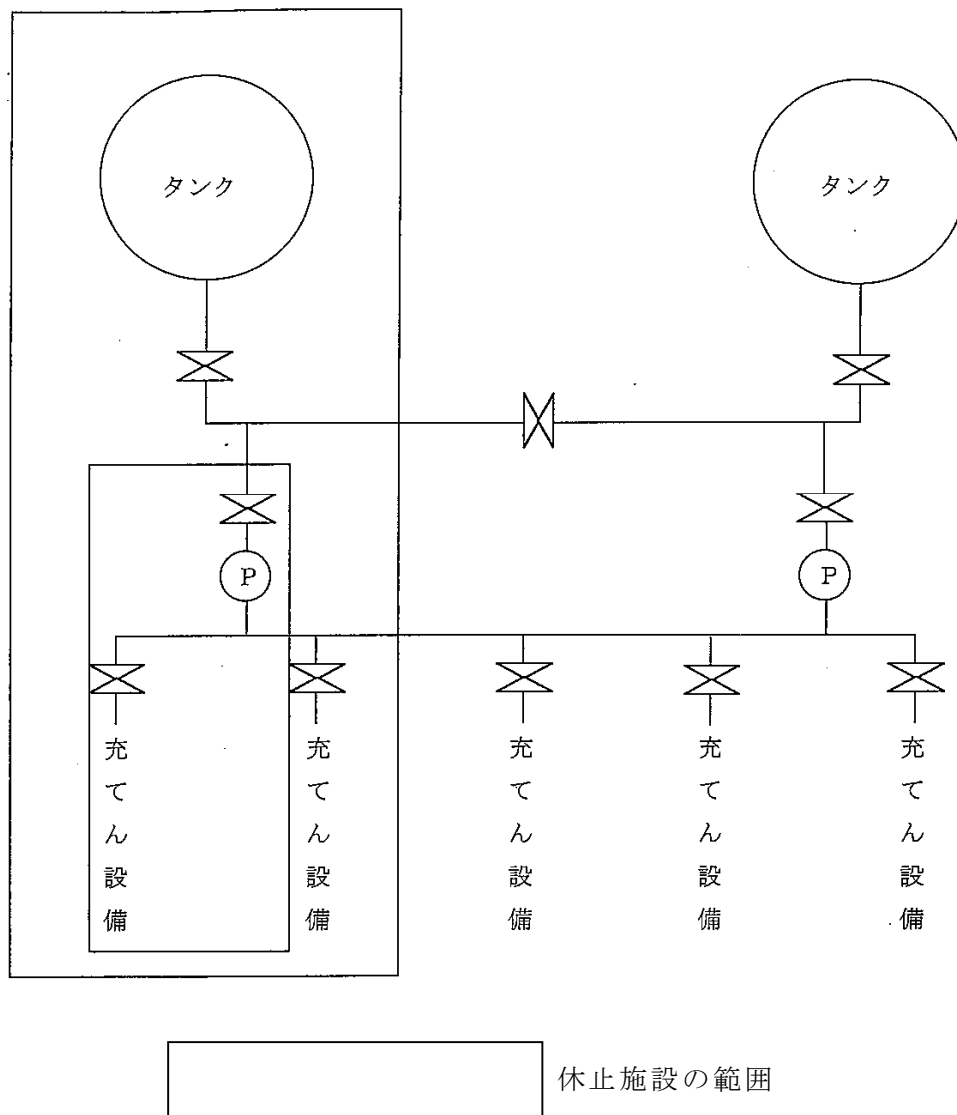
(3) 休止期間は、高圧ガス製造施設休止届書を提出してから 3 年を限度とし、それ以上の場合は新たに高圧ガス製造施設休止届書を提出する必要がある。

(4) 休止施設として認められる範囲は次のとおり。

1) 特定施設にあつては保安係員の選任区分によることとするが、系統ごと又は貯槽ごとに休止施設の単位とすることができる。

2) 第一種製造者が許可を受けた施設のすべてを同時期に休止することは認められない。

(5) 休止施設に係る保安係員の選任については、同一事業所内の休止施設全体に対して保安係員 1 名および同代理者 1 名を選任する。



9.3 再開に対する措置

- (1) 休止期間中において当該施設を再開する場合、その旨を書面により事前に報告する。
- (2) 再開する日の 30 日前までに保安検査申請を行う。
- (3) 保安検査を受検する。
- (4) 休止していたすべての製造施設は開放検査を実施する。ただし、保安上支障がないと認められるものはこの限りではない。
- (5) 再開する施設の運転に従事する者に保安教育を実施した後に再開する。